

山口県会計規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

山口県収入証紙条例を廃止する条例（令和 7 年山口県条例第 33 号）が公布され、令和 8 年 10 月 1 日から施行されること等に伴い、山口県会計規則（昭和 39 年山口県規則第 54 号）の一部を改正するもの。

2 主な改正内容

（１）証紙の管理及び処分に係る事務の委任規定の削除

廨において売りさばくべき証紙の管理及び処分に係る事務の委任の規定を削除（第 3 条第 2 項）

（２）事後調定ができる収入から証紙の売りさばき代金の削除

事後調定ができる収入から証紙の売りさばき代金を削除（第 20 条第 2 項）

（３）現金の直接収納に関する規定の改正

領収書の交付を省略し、又は適宜の様式によることができる歳入について、証紙売りさばき代金を削除するとともに、金銭登録機を使用して現金で納入される手数料を追加（第 32 条第 2 項）

（４）資金前渡ができる経費から証紙購入経費の削除

資金前渡ができる経費から証紙購入に要する経費を削除（第 60 条第 1 項第 25 号）

（５）繰替払ができる経費から証紙売りさばき代金の削除

繰替払ができる経費から証紙売りさばき代金を削除（第 69 条第 1 項）

（６）地方自治法の改正に伴う引用条項の改正

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、地方自治法第 243 条の 2 の 8 が第 243 条の 2 の 9 に改められたことに伴い引用条項を改正（第 251 条、第 252 条）

3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日。ただし第 251 条及び第 252 条の改正規定は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。